

# 東日本大震災により直接的な被害を受けられた方へ

## 災害関係保証、災害復旧資金融資【略称：災】

### 1. 激甚災害指定

東日本大震災による災害が、平成 23 年 3 月 13 日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき激甚災害指定され、平成 30 年 3 月 31 日までの間、同法第 12 条に規定される『災害関係保証』が適用されます。

### 2. 災害関係保証の概要

#### 東日本大震災

【実施期間】平成 23 年 3 月 14 日～平成 30 年 3 月 31 日

直接的な被害を受けられた中小企業者が、事業の再建に必要な資金調達ができるよう支援する制度です。

- 激甚災害指定期間内の平成 30 年 3 月 31 日までに融資実行する必要があります。
- 比較的低金利でのご利用が可能です。
- 「災害復旧資金融資」では、東京都が信用保証料の全額を補助します。

#### 【東日本大震災】

	東京都制度融資 災害復旧資金融資 【略称：災】	全国統一制度 災害関係保証
対象となる方	次のいずれかに該当する中小企業者等 1.地震・津波等により直接被害を受けた方 →区市町村長等の罹災証明が必要 2.原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内に事業所を有する方 →納税証明書、商業登記簿等の確認が必要	
保証限度額	8,000 万円	2 億 8,000 万円 (組合 4 億 8,000 万円)
資金用途	運転資金・設備資金（ただし、事業の再建に必要な資金）	
貸付形式	証書貸付 (貸付期間 1 年以内の場合、手形貸付も可能)	
保証割合	100%保証（責任共有対象外）	
保証期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む）	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む）
返済方法	分割返済（融資期間 1 年以内の場合、一括返済も可能）	
貸付利率	【固定金利】年 1.5% (注 1) 利子補給あり	金融機関所定の利率

担 保	必要に応じて			
保 証 人	法人代表者(組合は代表理事) 以外は原則として不要			
保 証 料 率	(年率)			
	保証付融資合計額 ◇(安定化)の残高を除く	500万円以下	500万円超 1000万円以下	1000万円超
	保証料率	0.4%	0.7%	0.8%
	◆東京都制度融資(災害復旧資金融資)では、東京都が信用保証料の全額を補助します。			
必 要 書 類	通常の申込書類等のほか、区市町村長等が発行する「罹災証明」等			

(注1) 東京都が融資後1年間を限度に、融資額全額について0.50%の利子を補給します。

※事業所は、主たる事業所のみならず、支店・工場・作業所・倉庫等も含まれます。

主たる事業所が被災地域外であっても、支店等が被災地域内にあれば差し支えありません。

※間接被害のみを受けた者は、本保証の対象となりません。

ご利用の手続き

○ 対象となる方【東日本大震災】1 「罹災証明」

罹災証明取得	区市町村長等の証明を受けていただきます。
--------	----------------------



保 証 申 込	罹災証明を添付し、信用保証の申込みをします。
---------	------------------------

○ 対象となる方【東日本大震災】2

計画区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内に事業所を有する確認	納税証明書、商業登記簿謄本等の確認書類を添付し、信用保証の申込みをします。
-----------------------------------	---------------------------------------

[保証申込手続きについてはこちら](#)

[東日本大震災に係る中小企業・小規模事業者資金繰り支援策についてはこちら](#)

(中小企業庁HPへリンク)